

議案第124号

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区体育施設の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

葛飾区小菅西公園運動場

2 指定管理者の名称等

東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 内木場 浩二

構成員 東京都新宿区新宿四丁目2番10号第二喜多ビル

東洋管財株式会社

代表取締役社長 藤代 弘

3 指定の期間

令和8年2月5日から令和11年3月31日まで